

建設分野における低炭素調達に係る国際動向に関する報告

(一財) 国土技術研究センター 正会員 ○小浪 尊宏
 国土交通省 非会員 森岡 信人
 国土交通省 非会員 加藤 達也
 (一財) 国土技術研究センター 正会員 小宮 朋弓
 (一財) 国土技術研究センター 正会員 井川 友裕

1. 概要

2021年11月時点で、日本も含む150カ国以上が2050年等の年限付きのカーボンニュートラル目標を宣言している¹⁾。この目標に資するためには、インフラ整備や公共事業の分野においても、建設施工及びサプライチェーンも含む低炭素化に向けた検討が必要である。本稿では、公共事業に係る低炭素公共調達に関して、国際機関及び先導的な取組を有する3カ国の政府の取組について簡単に報告する。

2. 国際機関の取組

SDGsにおいて、ゴール12「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」におけるターゲット12.7が「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の実践を促す」とされており、国連環境計画(UNEP)が中心となってフォローアップを行っている。UNEPは、ゴール12のいわば前身にあたる「持続可能な消費と生産に関する

10年計画枠組み(10YFP)」から継続して事務局を担っており、10YFPにも位置づけられた「持続可能な公共調達(Sustainable Public Procurement, SPP)」について、専用のウェブサイトを構築し、関連情報を公開している²⁾。UNEPはSPPの進捗状況報告書である「グローバルSPPレビュー」を定期的に発行しており、最新版となる2017年版³⁾では、別冊「ファクトシート」により各国の取組の詳細を報告している。

欧州連合(EU)も持続可能な調達に取り組んでおり、2014年の指令(2014/24/EU)において「MEAT (Most Economically Advantageous Tender)」基準の原則化を位置づけ、公共調達の入札にあたり価格のみではなく技術的優位性や環境面からの特徴も加味した評価を行うことを加盟各国に求めている。また、2008年の委員会文書⁴⁾において「グリーン公共調達(Green Public Procurement, GPP)」を位置づけ、各国に推奨している他、ガイドライン等を作成・公表している。

加えて、経済協力開発機構(OECD)もSPP、GPPに関する取組を進めており、2015年にはSPPに関する好事例集を公表⁵⁾している。

3. 各国の取組状況

上記各機関による報告書等における各国の持続可能な公共調達の取組のうち、建設分野に関連する主な事項について表-1にまとめる。消費財や公用車を中心とするSPP、GPPについては数多くの国が取り組んでおり、成果を出しているが、建設分野に係る取組が進んでいる国は多くはない。以下、国際機関報告外の動きも含め、主要国における取組みを報告する。

4. オランダの関連施策

オランダは、EUの2014年指令等の枠組みに沿い、前述の「MEAT基準」を「戦略的調達」の名称で、概ね9割

表-1 国際機関報告に見る建設分野の
持続可能な公共調達の取組み

報告機関	国・地域名	報告書等における主な取組の概要
UNEP	オーストリア	インフラ・建設分野のSPPガイドライン整備
	ブラジル	公共工事への再生材や木材等の使用促進を規定
	韓国	グリーン購入制度を通じて低炭素材料等の評価を実施
	米国	全ての契約に再生材料使用を義務づけ
EU	東カリブ諸国機構	「持続可能な建設材料調達ガイドライン」策定
	ドイツ	建設分野の「戦略的調達」を推進
	リトアニア	建設部門も含めGPPを推進
OECD	各国アクションプラン	11カ国でアクションプランに「建築・土木」を対象に位置づけ
	ドイツ	環境面も踏まえた「戦略的調達」を実施
	スロバキア	健康・運輸セクターの公共調達でVFMを強化
	韓国	グリーン調達を推進
	中国	再生材や軽量の建設材料の使用を推進
	オランダ	CO2排出量計算ツール「DuboCalc」等を整備
	オーストリア	建設企業を対象とした持続可能性を高める調達システム構築
米国	連邦政府の調達システムにおけるSPPの枠組み	

キーワード 低炭素調達, 持続可能な公共調達(SPP), グリーン公共調達(GPP), 持続可能な開発と生産(SCP)

連絡先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-12-1 ニッセイ虎ノ門ビル (一財)国土技術研究センター TEL03-4519-5005

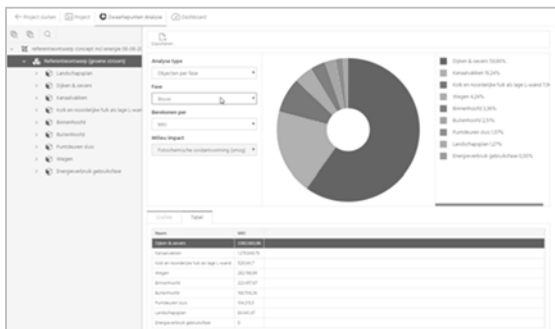


図-1 オランダ「DuboCalc」による LCA 算出画面

の政府調達で実施している。また、建設分野のCO₂排出については「2050年カーボンニュートラル」「2030年半減」を目標に「循環型建設経済」を目指しサプライチェーンを含めた評価を実施している。具体的には、建設材料も含めた排出削減量評価のため、2010年よりインフラ・水管理省が中心となってシステムを構築し、順次入札に反映している。具体的には以下の3つのシステム又は制度を通じ、入札時に低炭素・環境負荷削減量を定量評価し、落札者決定において配慮している。

- ①低炭素認証制度「CO₂パフォーマンス・ラダー」の評価結果(5段階)に応じて入札額の1~5%を控除。
- ②環境コスト計算システム「DuboCalc」によるライフサイクルアセスメント(LCA)の結果の削減見込み量の貨幣換算額(上限あり)を入札額から控除。(図-1)
- ③DuboCalc等で活用可能な製品、材料ごとの生産から廃棄までの環境コストを「国立環境DB」に集約。

5. 英国の関連施策

英国はEU離脱後もEU「MEAT」基準に基づく調達制度を継続している。建設分野の低炭素化については、ビジネス・エネルギー・産業戦略省(BEIS)主導で設置された官民連携協議会「建設リーダーシップ委員会(CLC)」が強力に主導しており、「輸送」「建築物」「建築事業」の3分野9施策を推進している。

加えて、2016年に英国規格協会(BSI)標準として策定された「インフラにおける炭素管理」の手法に関する基準である「PAS2080」を策定し、受発注者双方による排出量の定量化や目標設定などに活用している。また、個別事業ごとには、例えば以下のような取り組みを実施している。

- ①高速鉄道「HS2」の建設にあたり「2035年ネット・ゼロ」の目標を設定し、入札に際しても低炭素化目標の設定等を実施。
- ②英国高速道路会社(NH)では2015年より「カーボンツール」導入する等により、2040年までに建設・維持管理の「ネット・ゼロ」を目標としている。

6. 米国の関連施策

米国は、2015年の大統領令に基づき、連邦政府調達のScope1~3の全てにおける排出削減目標を設定していたが、トランプ政権下の2018年に失効した。

その後、2021年のバイデン大統領就任後の大統領令により、パリ協定復帰と併せて連邦政府の「調達力」の気候変動対策への活用も位置づけており、2021年12月に「Buy Clean」政策等を内容とする新たな大統領令を発出し、サプライチェーンも含み、建設産業も対象とした「グリーン化」の動きが再始動したところである。今後、「Buy Clean」タスクフォースにおいて、連邦政府調達及び連邦補助事業の調達における建設材料について、CO₂等排出量・汚染物質への配慮を拡大するための勧告を策定予定となっている。

7. まとめと日本政府としての課題

ここに紹介した事例以外にも含めた各国の事例を検証すると、建設分野における中央政府のリーダーシップに加え、①基盤整備(認証制度・低炭素製品DB・排出量算出システム)、②国内における環境配慮の取り組み(グリーン購入制度等)との連携、③国際標準や国際機関の動きの注視・関与等が重要であることがわかる。今後、我が国としても、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、これらの取り組みについて検討を進めていくことが重要である。

なお、本稿は、国土交通省が委託し、(一財)国土技術研究センターが受託した調査業務成果⁶⁾の一部であり、詳細は報告書も参照されたい。

参考文献

- 1) 経済産業省, 第7回グリーンイノベーション戦略推進会議(資料3-3), 2021/11/26
- 2) UNEP, "Sustainable Public Procurement", <https://www.unep.org/explore-topics/resource-efficiency/what-we-do/sustainable-public-procurement>
- 3) UNEP, "2017 Global Review of of Sustainable Public Procurement", 2017/6/6
- 4) EU, "Public procurement for a better environment", 2008/7/16
- 5) OECD, "Going Green: Best Practices for Sustainable Procurement", 2015年
- 6) 国土交通省, "2021年度カーボンニュートラルに資する土木・建築分野ソリューションの海外展開に関する調査業務"報告書, 2022/3